

公 告
（ 監 査 委 員 ）

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県知事より通知があったので、次のとおり公表する。

平成24年8月16日

| | |
|---------|---------|
| 茨城県監査委員 | 白 田 信 夫 |
| 同 | 菊 池 敏 行 |
| 同 | 小 沼 均 |
| 同 | 齋 藤 良 彦 |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>監査対象機関名 茨城県水戸県税事務所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 1 月 19 日</p> |
| <p>○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 不動産取得税の課税について、積算誤りにより 233 件の課税を誤ったことは適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 所長、次長及び各担当課長が、職員の業務処理についてより厳密な進行管理を行うとともに、チェック担当者を指定して相互検証を行うことを徹底することにより、組織内部のチェック機能を強化し、再発防止を図ることとした。</p> | |
| <p>監査対象機関名 茨城県県南県民センター</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 3 月 2 日</p> |
| <p>○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 児童扶養手当返還金及び特別障害者手当等返還金に係る収入未済額について、催告、財産調査及び債権管理記録等に不適切な取り組みがあり、また、予備監査で指摘した後も改善されず、このため多額の債権の消滅時効を成立させたことは適正でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 センター職員に対する意識改革を徹底するとともに、センター内に債権特別徴収班を設け、事務の進捗確認や未納者に対する催告、財産調査等を組織的かつ継続的に実施することにより、未収債権対策を強化していくこととした。</p> | |
| <p>監査対象機関名 茨城県衛生研究所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 1 月 6 日</p> |
| <p>○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 病理検体の郵送にあたって、県の感染症事務マニュアルに定める取扱いを誤ったことにより破裂事故を発生させたこと及びそれにより他の郵便物に損害を与えたことは著しく適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 毎年 1 回以上、定期的に特定病原体等の運搬・梱包に関する実技訓練及び伝達講習を実施することとした。 また、「運搬容器等の使用方法に関するマニュアル」を作成した。 なお、運搬貨物を取り扱う際には、チェックシートを用い、梱包状態のダブルチェックを実施することとした。</p> | |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>監査対象機関名 茨城県立リハビリテーションセンター</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 3 月 22 日</p> |
| <p>○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 当センターの情報管理体制の不備及び職員の情報セキュリティ意識の低さにより、個人情報の入った私物のUSBメモリを情報セキュリティ管理者の許可を得ずに執務室外に持ち出し、職員の不注意により当該USBメモリの入ったバックを盗まれたことは適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 管理簿によるUSBメモリの管理の徹底、情報資産のセンター外持出の原則禁止など、再発防止に努めるとともに、職員の情報セキュリティ意識を高めるため、情報政策課の職員による情報セキュリティ研修会を職場で開催した。 また、情報管理委員会を新たに設置するとともに情報セキュリティ事故防止マニュアルを作成し、USBメモリの使用やセンター外持出等について、同マニュアルに基づく情報管理を徹底するなど、情報セキュリティ対策を強化した。 さらに、定期的開催する委員会の審議結果を職員に周知、啓発するなど意識改革を図っている。</p> | |
| <p>監査対象機関名 茨城県県央農林事務所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 2 月 24 日</p> |
| <p>○監査の結果 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項があった。 工事施工に際して、事前の注意を怠ったことにより、工作物が境界を越え、民有地に設置されたこと、及び工作物と土地との権利関係が使用貸借（無償）とされたことから将来的に安定したものでないことは適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 地権者と県で締結している使用貸借契約について、将来土地改良区へ工作物を移管する際に地権者と土地改良区との間で同様の契約がなされるよう、協議調整することとした。 なお、境界立ち会い時には、地権者、県及び施工業者を含む3者以上の関係者による確認を行い、確認した境界の位置や写真等を全て記録に残すためのチェックリストを作成し、再発防止を図った。</p> | |
| <p>監査対象機関名 茨城県県西農林事務所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 3 月 21 日</p> |
| <p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所が、平成 22 年度及びそれ以前にも、発注した土木工事において、業者選定担当者と上司が協議のうえ想定落札者を決定し、入札談合等関与行為防止法に違反するおそれがある行為を行っていたことは著しく適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 公正取引委員会の立入検査後の平成 22 年 11 月より、指名業者数の拡大、一般競争入札適用範囲の拡大等、入札執行条件について改善を行うとともに、職員に対し入札談合等関与行為防止法に関する職場研修を実施し、法令遵守、綱紀粛正の徹底に取り組んできた。 また、平成 24 年 4 月 1 日からは、入札参加資格要件の見直しや境土地改良事務所に係る指名競争入札事務の一元化等、入札・契約システムの改善を行い、平成 24 年 6 月 1 日からは一般競争入札の適用範囲のさらなる拡大を行うこととした。 今後は、上記の制度改正等を踏まえて、適正な入札執行を徹底していく。</p> | |

| | |
|---|-------------------------------------|
| <p>監査対象機関名 茨城県県西農林事務所境土地改良事務所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 3 月 21 日</p> |
| <p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所が、平成 22 年度及びそれ以前にも、発注した土木工事において、所長や業者選定担当者などの職員が関係業者の意向や要望を踏まえて入札を実施していたことは、入札談合等関与行為防止法に違反し著しく適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 公正取引委員会の立入検査後の平成 22 年 11 月より、指名業者数の拡大、一般競争入札適用範囲の拡大等、入札執行条件について改善を行うとともに、職員に対し入札談合等関与行為防止法に関する職場研修を実施し、法令遵守、綱紀粛正の徹底に取り組んできた。 また、平成 24 年 4 月 1 日からは、入札参加資格要件の見直しや指名競争入札事務の県西農林事務所への一元化等、入札・契約システムの改善を行い、平成 24 年 6 月 1 日からは一般競争入札の適用範囲のさらなる拡大を行うこととした。 今後は、上記の制度改正等を踏まえて、適正な入札執行を徹底していく。</p> | |
| <p>監査対象機関名 茨城県境工事事務所</p> | <p>監査実施年月日 平成 24 年 3 月 21 日</p> |
| <p>○監査の結果 事務の執行について、次の指摘事項があった。 当事務所が、平成 22 年度及びそれ以前にも、発注した特定舗装工事等において、所長や業者選定担当者などの職員が関係業者の意向や要望を踏まえて入札を実施していたことは、入札談合等関与行為防止法に違反し著しく適切でない。</p> | |
| <p>○上記に対する措置状況 公正取引委員会の立入検査後、一般競争入札の適用範囲の拡大、職場研修による法令遵守意識の徹底に取り組んだ。 平成 24 年 4 月 1 日からは一般競争入札における応札可能業者数の拡大及び指名競争入札における指名業者数の拡大を行い、平成 24 年 6 月 1 日からは一般競争入札の適用範囲を拡大し予定金額 3,000 万円以上を 1,000 万円以上にする改正を実施した。 今後は、上記の制度改正等を踏まえて、適正な入札執行を徹底していく。</p> | |